

物品分類表

大 分 類	中 分 類	説 明 及 び 品 目 名
1. 備 品		備品は、その性質、形状を変えることなく比較的長期間使用に耐えるものであり、かつその取得単価（寄付、生産にかかるものは評価額）がおおむね10,000円以上の物品（ただし、性質は、消耗品に属するものでも標本陳列品等として保管するものを含む）
	1. 机、椅子類	両袖・片袖机、脇机、テーブル、教卓、座卓、食卓、寝台、演台、教壇、記載台、調剤台、応接セット、その他台類等、長椅子、座椅子、車椅子、事務用椅子、カウンター、会議用椅子、ベンチ、折りたたみ椅子、その他の机・椅子類
	2. 棚・箱類	書棚、食器棚、陳列棚、整理棚、書庫、ロッカー、金庫、図面保管庫、工具箱、決裁箱、投票箱、タンス、下駄箱、掃除用具箱、トランク、その他の棚・箱類
	3. 事務、文具用器具類	パソコン、OA機器類、複写機、謄写板、印刷機、裁断機、白・黒板、計算機、定規類、紙折機、行事板、パンチ、ナンバリング、その他の事務・文具用器具類
	4. 測量、計測用器具類	側板、三脚、水平器、レベル、風速計、気圧計、質量計、雨量計、硬度計、ストップウォッチ、牛体測定器、大型巻尺、公害測定器、ポール、流量計、その他の測量、計測用器具類
	5. 理科用器具類	回路計、電圧計、電流計、検流計、顕微鏡、真空ポンプ、照度計、抵抗器、変圧計、その他の理科用器具類
	6. 電気器具類	テレビ、アイロン、扇風機、掃除機、洗濯機、アンプ、マイク、スピーカー、マイクスタンド、電気スタンド、発電機、ビデオカメラ、照明器具、加湿器、その他の電気器具類
	7. 公印類	職印、序印、刻印、烙印、その他の公印類
	8. 車輛類	自動車（特殊作業車を除く）、原動機付自転車、自転車、自動二輪車、その他の車輛類
	9. 船舶類	ボート、ヨット、作業船、その他船舶類
	10. 産業・土木機械器具類	ベルトコンベア、ブルドーザー、グレーダー、トラクター、刈払機、噴霧機、除雪機、発動機、ショベル、塵介車、その他の産業・土木機器・農林建設機器類

大 分 類	中 分 類	説 明 及 び 品 目 名
	1 1. 医療・保健衛生器具類	血圧計、煮沸消毒器、酸素ボンベ、救急カバン、吸引器、吸入器、レントゲン、酸素流量計、身長計、体重計、座高計、血圧計、担架、その他の医療・保健衛生器具類
	1 2. 工 具 類	ジャッキ、コードリール、コンプレッサー、バーナー、チェンソー、電気ドリル、パイプレンチ、モンキースパナ、溶接機、工具セット、ハンマー、その他の工具類
	1 3. 冷・暖房器具類	各種ストーブ、灯油タンク、パネルヒーター、ジェットヒーター、クーラー、その他の冷・暖房器具類
	1 4. 廚 房 器 具 類	冷蔵庫、冷凍庫、炊飯器、レンジ、ガスコンロ、ガス台、蒸し器、食器洗浄器、流し台、蒸気釜、瞬間湯沸器、フライヤー、その他の厨房器具類
	1 5. 楽器・娯楽器具類	管楽器、打楽器、弦楽器、鍵盤楽器、碁盤、将棋盤、その他の楽器・娯楽器具類
	1 6. 遊具・体育用具類	すべり台、飛び箱、平均台、積木、ジャングルジム、ブランコ、マット、トランポリン、その他の遊具・体育用具類
	1 7. 寝 具 類	布団、毛布、マットレス、枕、ベット、その他の寝具類
	1 8. 標 本 模 型 類	鉱物標本、昆虫標本、地形模型、植物模型、人体骨格標本、地質構造模型、その他の標本模型類
	1 9. 図 書 類	法例規集、図書館図書、図鑑、その他長期に保管を要する図書等
	2 0. 雜 具 類	時計、傘立て、スクリーン、歩行器、交通標識セット、暗幕、テント、双眼鏡、写真用具、無線機、国旗、町旗等、脚立、置物、浴槽、風呂釜、スノーカート、カーペット、ブラインド、つい立て、消火器、消化ポンプ、物置、車庫、ハシゴ、水中ポンプ、長靴、座布団、その他の雑具類及び介護用品類

大 分 類	中 分 類	説 明 及 び 品 目 名
2. 生 産 物		生産品は、材料又は素品に対して器具、機械等を利用し労力を加えて生産した農産物、林産物、畜産物、水産物、鉱産物、工業・木工製品等をいう。
	1. 生産品及び 収穫物類	野菜類、苗、牧草、木炭、苗木、素材、鶏卵、養魚類、けい石、花こう岩、織物、机、椅子、バター等
3. 動 物		動物は、家畜、観賞用動物等をいう。
	1. 動 物 類	牛、馬、豚、羊、犬、猫、兎、鶏、鳩、魚等
4. 原 材 料		原材料は、工事又は生産のため消耗され又は建築物の構成部分となる材料をいう。
	1. 原 材 料 類	砂利、木材、鋼材、芝、釘、塗料、肥料、種子、セメント等
5. 消 耗 品		消耗品は、一度の使用でその効力を失うもの及び備品の程度に至らない消耗器材をいう。
	1. 消 耗 品 類	上記以外の物品

備 考

- 1 物品はすべてこの分類表により整理すること。
- 2 消耗品に分類される品名でも骨董的価値を有するもの又は工芸美術品に類する物品は、「備品」として整理すること。
- 3 この分類表は、各種類に対する品名の例を示すものであるから本表中の品名に記載されていないものは、その例示品目に準じて整理すること。
- 4 付属品類は主たる物品の分類により整理すること。